

議案第8号

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年9月11日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(定義)

第10条 略

2 略

3 この章以下において「玩具刃物類」とは、玩具、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）及びこれらに類するものをいう。

4・5 略

(販売等の自主規制)

第11条 略

2・3 略

4 玩具刃物類の販売等を業とする者は、玩具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該玩具刃物類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないように努めなければならない。

(1)・(2) 略

5 略

(自動販売機等への収納等の自主規制)

(定義)

第10条 略

2 略

3 この章以下において「がん具刃物類」とは、がん具、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）及びこれらに類するものをいう。

4・5 略

(販売等の自主規制)

第11条 略

2・3 略

4 がん具刃物類の販売等を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないように努めなければならない。

(1)・(2) 略

5 略

(自動販売機等への収納等の自主規制)

第12条 略

2 玩具刃物類の販売等を業とする者は、玩具刃物類の形状、構造又は機能が第11条第4項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該玩具刃物類を自動販売機等に収納しないよう努めなければならない。

3～6 略

(図書類又は玩具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)

第12条の4 自動販売機等により図書類又は玩具刃物類(その形状、構造又は機能が第11条第4項各号のいずれかに該当すると認められるものに限る。次条において同じ。)の販売等をしようとする者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等を設置する日の10日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1)～(5) 略

(6) 自動販売機等に収納する図書類又は玩具刃物類の種類

2～7 略

(自動販売機等管理者の設置)

第12条 略

2 がん具刃物類の販売等を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が第11条第4項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具刃物類を自動販売機等に収納しないよう努めなければならない。

3～6 略

(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)

第12条の4 自動販売機等により図書類又はがん具刃物類(その形状、構造又は機能が第11条第4項各号のいずれかに該当すると認められるものに限る。次条において同じ。)の販売等をしようとする者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等を設置する日の10日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1)～(5) 略

(6) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具刃物類の種類

2～7 略

(自動販売機等管理者の設置)

第12条の5 自動販売機等により図書類又は玩具刃物類の販売等をする者は、自動販売機等ごとに、図書類又は玩具刃物類の販売等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

2 自動販売機等管理者は、当該自動販売機等の所在する市町村の区域内に住所を有し、かつ、当該自動販売機等に現に収納されている図書類又は玩具刃物類について、次条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったとき、又は第17条第4項の除去の命令がされたときは、直ちに当該自動販売機等に収納されている当該図書類又は玩具刃物類を除去することのできる者でなければならない。

（有害玩具刃物類の指定）

第14条の2 知事は、玩具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該玩具刃物類を青少年に有害な玩具刃物類として指定することができる。

（1）～（3） 略

2・3 略

第12条の5 自動販売機等により図書類又はがん具刃物類の販売等をする者は、自動販売機等ごとに、図書類又はがん具刃物類の販売等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

2 自動販売機等管理者は、当該自動販売機等の所在する市町村の区域内に住所を有し、かつ、当該自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について、次条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったとき、又は第17条第4項の除去の命令がされたときは、直ちに当該自動販売機等に収納されている当該図書類又はがん具刃物類を除去することのできる者でなければならない。

（有害がん具刃物類の指定）

第14条の2 知事は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年に有害ながん具刃物類として指定することができる。

（1）～（3） 略

2・3 略

(有害図書類又は有害玩具刃物類の譲渡等の制限)

第15条 略

2 何人も、前条第1項の規定により指定された玩具刃物類（以下「有害玩具刃物類」という。）を青少年に譲渡し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないようにしなければならない。

(有害図書類又は有害玩具刃物類の販売等の禁止)

第16条 図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害玩具刃物類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させてはならない。

2 前項の規定は、インターネットの利用その他の方法により鳥取県内において前項に規定する行為を行った全ての図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者に適用する。

(有害図書類又は有害玩具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)

第17条 図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害玩具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

(有害図書類又は有害がん具刃物類の譲渡等の制限)

第15条 略

2 何人も、前条第1項の規定により指定されたがん具刃物類（以下「有害がん具刃物類」という。）を青少年に譲渡し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させないようにしなければならない。

(有害図書類又は有害がん具刃物類の販売等の禁止)

第16条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、又は交換により入手させてはならない。

(有害図書類又は有害がん具刃物類の自動販売機等への収納の禁止)

第17条 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機等に収納してはなら

2 図書類又は玩具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又は玩具刃物類について第13条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったときは、当該図書類又は玩具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管理者又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害玩具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、図書類若しくは玩具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者が、自動販売機等による営業に関し、第1項若しくは第2項の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 略

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

ない。

2 図書類又はがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について第13条第1項又は第14条の2第1項の規定による指定があったときは、当該図書類又はがん具刃物類を直ちに除去しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定に違反した者若しくは当該違反に係る自動販売機等の自動販売機等管理者又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5 知事は、図書類若しくはがん具刃物類の販売等を業とする者又は自動販売機等管理者が、自動販売機等による営業に関し、第1項若しくは第2項の規定に違反したとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、当該自動販売機等による営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 略

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第18条 略

(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)

第18条の2 何人も、正当な理由がなく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。）の提供を求めてはならない。

第26条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 常習として第16条第1項又は第17条第1項の規定に違反する行為をした者

(2) 略

3・4 略

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

第18条 略

第26条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 常習として第16条又は第17条第1項の規定に違反する行為をした者

(2) 略

3・4 略

5 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項、第17条第1項、第21条の2第1項又は第21条の3の規定に違反した者
 - (2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害玩具刃物類を除去しなかった者
 - (3) 略
 - (4) 第18条の2の規定に違反した者
- 6～9 略

- (1) 第16条、第17条第1項、第21条の2第1項又は第21条の3の規定に違反した者
 - (2) 第17条第2項の規定に違反して、有害図書類又は有害がらん具刃物類を除去しなかった者
 - (3) 略
- 6～9 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の次に1条を加える改正規定及び第26条第5項に1号を加える改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。